

## 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則

平成六年十月十四日  
規則第九十号

- 改正 平成 九年 三月二八日規則第一六号 平成一二年 三月三一日規則第三七号  
平成一七年 三月二九日規則第二三号 平成一九年一〇月 二日規則第八四号  
平成二〇年 八月二九日規則第七八号 平成二三年 八月二六日規則第五〇号  
平成二四年 一月二七日規則第三号 平成二六年 三月二七日規則第一八号  
平成三一年 三月一九日規則第一〇号 令和 四年 三月二九日規則第二八号

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則をここに公布する。

### 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例（平成六年埼玉県条例第八号。以下「条例」という。）第二十四条の規定に基づき、彩の国さいたま芸術劇場（以下「劇場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一二年規則三七号・一七年二三号〕

(利用等の許可手続)

第二条 条例第五条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に様式第一号の利用申請書を知事（条例第十四条第一項に規定する指定管理者に劇場の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。次項及び第四項並びに次条において同じ。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 ホールを利用する場合及びホールの利用目的と同一の利用目的でけいこ場、練習室又は樂屋を利用する場合 利用を開始しようとする日（以下「利用開始日」という。）の属する月の初日前十二月以内
- 二 けいこ場、練習室又は樂屋を利用する場合（前号に規定する場合を除く。） 利用開始日の属する月の初日前六月以内
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、当該利用の許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる期間の前に利用申請書を提出することができる。
- 3 条例第五条第一項の規定による利用又は変更の許可は、様式第二号の許可書を交付して行うものとする。
- 4 駐車場の利用の許可の手続については、前三項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

一部改正〔平成一七年規則二三号〕

(特別の設備等の承認)

第三条 条例第五条第一項の規定による利用の許可を受けた者が、当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成一七年規則二三号〕

(指定管理者の指定の申請)

第四条 条例第十五条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第三号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 条例第十四条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則二三号〕

(附属設備の利用料金)

第五条 条例別表の規則で定める額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成一二年規則三七号・一七年二三号〕

(利用料金の承認手続)

第六条 指定管理者は、条例第二十条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第四号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一二年規則三七号〕、一部改正〔平成一七年規則二三号〕

(利用料金の納期限等)

第七条 条例第二十一条第一項の利用料金は、当該施設等の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、第二条第一項第一号に規定する場合であって、指定管理者が必要があると認めるときは、知事の承認を得て、指定管理者が別に定めるところにより、当該利用料金の金額の一部を当該利用の許可を受けた後に納付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、附属設備の利用料金は、その利用の日までに納付することができる。

一部改正〔平成一二年規則三七号・一七年二三号〕

(利用料金の減免承認手続)

第八条 指定管理者は、条例第二十二条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第五号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一二年規則三七号〕、一部改正〔平成一七年規則二三号〕

(利用料金の返還の額等)

第九条 条例第二十三条ただし書の規定による利用料金の返還の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 条例第二十三条第一号又は第二号に該当する場合 既納の利用料金の全額
- 二 条例第二十三条第三号に該当する場合 既納の利用料金の金額の百分の七十に相当する金額
- 2 条例第二十三条第三号に規定する規則で定める日は、利用開始日の属する月の初日前七月の末日とする。
- 3 条例第二十三条第三号の規定による利用の許可の取消しの申出は、様式第六号の利用許可取消申出書を指定管理者に提出することにより行わなければならない。  
一部改正〔平成一二年規則三七号・一七年二三号・令和四年二八号〕

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、劇場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。  
追加〔平成一七年規則二三号〕

#### 附 則

この規則は、平成六年十月十五日から施行する。  
附 則（平成九年三月二十八日規則第十六号）

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。  
附 則（平成十二年三月三十一日規則第三十七号）
- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の（中略）埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に許可の申請があった利用について適用し、同日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第二十三号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例（平成六年埼玉県条例第八号）第十四条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に埼玉県彩の国さいたま芸術劇場の管理を行わせるときは、改正前の第三条の規定により埼玉県彩の国さいたま芸術劇場の長がした特別の設備等の承認（この規則の施行の日以後の利用の許可に係るものに限る。）は、改正後の第三条の規定に基づいて指定管理者がした特別の設備等の承認とみなす。

附 則（平成十九年十月二日規則第八十四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の規定は、平成二十年一月四日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 （略）

二 （前略） 第百三条（中略）の規定 平成二十一年四月一日

附 則（平成二十三年八月二十六日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年一月二十七日規則第三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の規定は、平成二十四年四月一日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月二十七日規則第十八号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十九日規則第十号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日規則第二十八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第五条関係）

	名称	単位	利用料 金の上 限額 ( 円 ) (一回 につき)	備考
舞台 設備	講演台	一台	五五〇	
	花台	同	一五〇	
	脇台	同	一五〇	
	司会台	一式	四三〇	椅子付き
	パネルディスカッション用机	同	四四〇	同
	椅子	一脚	一五〇	
	ピアノ椅子	同	一五〇	
	コントラバス用椅子	同	一五〇	
	チエロ用椅子	同	一五〇	
	演奏者用椅子	同	一五〇	
	譜面台	一台	一五〇	
	譜面灯	一個	七〇	
	指揮者用譜面台	一台	一五〇	
	指揮台	一式	一五〇	
	オーケストラピット（大ホール）	同	五、〇 八〇	

迫（せ）り（同）	同	六、六〇〇	
スライディングステージ（同）	同	六、六〇〇	
松羽目	同	一、四五〇	組立て料及び取壊し料を含まない。
竹羽目	同	一、四五〇	同
びょうぶ	一双	二、一七〇	金、銀、鳥の子
毛せん（九・一メートル）	一枚	四三〇	
同（三・六メートル）	同	一五〇	
座布団	同	一五〇	
長座布団	同	一五〇	
化粧平台	同	六二〇	
平台	同	三一〇	
平台運搬車	一台	二三〇	
所作台・開帳場	一式	一、七〇〇	
箱足	一個	五〇	
中足	同	五〇	
高足	同	五〇	
木台	同	五〇	
鉄ごま	同	五〇	
陰段	一台	二五〇	
仮設花道	一式	六、六〇〇	
花道用所作台	同	二、一七〇	
大太鼓	同	一、四五〇	
国旗	一枚	二六〇	
県旗	同	二六〇	
つり看板	一式	四二〇	
プログラムスタンド	一台	一六〇	
上敷き（一四・五メートル）	一枚	四七〇	
同（五・四メートル）	同	三一〇	
同（三・六メートル）	同	一五〇	
同（一・八メートル）	同	一五〇	
袖幕（大ホール）	一張	一、四五〇	
同（小ホール）	同	二、九〇〇	
一文字幕（大ホール）	同	二、一七〇	
黒幕（同）	同	二、一七〇	
同（小ホール）	同	二、一七〇	
中割幕（大ホール）	同	二、一七〇	
大ホリゾント幕（同）	同	四、三五〇	
中ホリゾント幕（同）	同	三、三〇〇	
しゃ幕（同）	同	三、三〇〇	
スクリーン（小ホール）	同	三、三〇〇	
バレエシート（縦一・ニメートル、横一八・一メートル）	一式	四、三五〇	
雪籠	一台	三九〇	
振り竹	一本	三六〇	
移動式姿見	一台	二五〇	
演出家卓	同	三三〇	

音響  
設備

音響固定装置（大ホール）	一式	一四、五〇〇	
音響固定装置（小ホール）	同	一四、五〇〇	
音響固定装置（音楽ホール）	同	一四、五〇〇	

音響・ビデオ固定装置（映像ホール）	同	一四、五〇〇	
マイクロホン	一本	一、七四〇	コンデンサー型、ダイナミック型
マイクスタンド	同	一五〇	
ワイヤレスマイク装置	一式	二、九〇〇	
つり下げマイク装置	同	一、四五〇	一点つり、二点つり
移動型スピーカー	一台	一、四五〇	
移動型テレビモニター	一式	一、四五〇	
移動型オーディオビジュアル装置	同	二、九〇〇	
移動型音響調整卓	同	二、九〇〇	
照明設備			ブリッジ作業灯（一式）、ブリッジスポットライト（一列）、バルコニースpotトライト（一式）、第二シリングスポットライト（一式）、作業灯（一式）、バトンスポットライト（三列）、ギャラリースpotトライト（一式）
照明Aセット（大ホール）			
同（小ホール）			
同（音楽ホール）			
同（映像ホール）			
同（大稽古場）			
照明Bセット（大ホール）			
同（小ホール）			
同（音楽ホール）			
同（映像ホール）			
同（大稽古場）			
照明Cセット（大ホール）			

			五列)、プロセニアムサスペンション(一式)、タワースポットライト(一式)、ギャラリー・サイドラダースポットライト(一式)、バルコニースpotライト(一式)、第一シーリングスポットライト(一式)、第二シーリングspotライト(一式)、花道シーリングspotライト(一式)、ホリゾントライト(一式)、移動機材(一式) 作業灯(一式)、バトンspotライト(九列)、ステアースpotライト(一式)、ギヤラリースpotライト(一式)、ブリッジspotライト(一式)、ホリゾントライト(一式)、移動機材(一式)	
同(小ホール)	同	三六、三〇〇		
スポットライト(一キロワット未満)	一台	四三〇		
同(一キロワット以上二キロワット未満)	同	五八〇		
同(二キロワット以上)	同	七二〇		
ピンスポットライト(クセノン〇・七キロワット)	同	一、二六〇		
同(クセノン一キロワット)	同	一、八〇〇		
同(クセノン二キロワット)	同	三、六一〇		
プロジェクター(一・五キロワット未満)	同	一、二六〇		
同(一・五キロワット以上三キロワット未満)	同	二、五三〇		
ストリップライト(一・八メートル)	同	三一〇		
同(〇・九メートル)	同	一五〇		
ドライアイスマシン	同	七二〇		
スモークマシン	同	七二〇		
スモーク用ファン	同	二五〇		
波のエフェクトマシン	同	三一〇		
虹マシン	同	三一〇		
ストロボ	同	七二〇		
星球	同	二、九〇〇		
ブラックライト	同	一五〇		
ムービングライト	同	一、七九〇		
ムービングライト操作卓	一式	五、六五〇		
カラーチェンジャー	一台	三八〇		
ピアノ等	グランドフルコンサート(スタインウェイD)	一台	一四、五〇〇 七、二六〇	調律料を含まない。
	同(ヤマハCFⅢ)	同	一〇、一〇〇	同
	グランドセミコンサート(スタインウェイC)	同	四、三五〇	同
	同(ヤマハS400)	同	四、三五〇	同
	同(カワイRX-A)	同	四、三五〇	同
	アップライト(スタインウェイK)	同	四、三五〇	同
	同(ヤマハ・カワイ)	同	一、四五〇	同

	ポジティフィオルガン	同	三、七 八〇	同
映像設備	三五ミリ映写機	一式	二、九 〇〇	上映一〇分につき スクリーンを含む。
	一六ミリ映写機	同	二、九 〇〇	同
	ビデオプロジェクター装置（映像ホール）	同	四、三 五〇	
	スクリーン	同	一、四 五〇	
その他	シャワー	同	七二〇	
	持込み機材電源	一キ ロワ ット	二六〇	一キロワット未満 は、一キロワット とする。

注

- 一 この表による利用料金は、条例別表の備考第二号に規定する午前、午後又は夜間における利用をそれぞれ一回として、同号に規定する一日における利用を三回として計算する。
- 二 条例別表の備考第三号に規定する超過一時間に係る附属設備の利用料金の上限額は、この表に掲げる利用料金の上限額を三で除して得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

一部改正〔平成九年規則一六号・一二年三七号・一七年二三号・一九年八四号・二三年五〇号・二四年三号・二六年一八号・三一年一〇号〕

様式第1号(1)

一部改正〔平成17年規則23号・20年78号〕

様式第1号(2)

一部改正〔平成12年規則37号・17年23号・20年78号〕

様式第2号(1)

一部改正〔平成17年規則23号〕

様式第2号(2)

一部改正〔平成12年規則37号・17年23号〕

様式第3号

追加〔平成17年規則23号〕、一部改正〔平成20年規則78号・令和4年28号〕

様式第4号

全部改正〔平成12年規則37号〕、一部改正〔平成17年規則23号・20年78号・31年10号・令和4年28号〕

様式第5号

追加〔平成12年規則37号〕、一部改正〔平成17年規則23号・20年78号・令和4年28号〕

様式第6号

一部改正〔平成12年規則37号・17年23号・20年78号・令和4年28号〕